

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	局 長	副 主 幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 41 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 26 年 5 月 14 日（水曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 14 時 55 分	
開催場所	第一委員会室			
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内	事務局	菊井事務局長	
	議長、委員外～渡辺精郎		和田副主幹	
欠席委員	なし		平川係長	
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について			
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。			
	(1) 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について			
	2. その他について			
	清水委員から、上告しないという判決が確定した現時点で、委員会としてこれまでのことを検証し、調査するということで質疑を行いたいとの申し出があり、質疑を行った。また、判決の確定に伴い、債権放棄の議案が提出される前に、理事者に対し質疑を行う場を設けるべきとの意見があった。			
	3. 次回委員会の日程について			
	5 月 23 日（金）午前 10 時 00 分 第一委員会室で開催することに決定した。			
	上記記載のとおり相違ない。			
	厚生常任委員長 関藤 龍也 ㊞			

平成26年5月12日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年5月9日付け滝議第29号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長

保健福祉部次長

佐々木 哲

国 嶋 隆 雄

(総務部総務課総務係)

第41回 厚生常任委員会

H26. 5. 14 (水) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

（1）生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について

（資料）福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

5月23日（金）10：00 第一委員会室

○ 閉 会

第41回 厚生常任委員会

H26. 5. 14 (水) 13 : 30 ~

第 一 委 員 会 室

開 会 13 : 30

委 員 長 ただいまから第41回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長 委員動静につきましては、全員出席、議長出席、委員外議員として渡辺精郎議員の出席をいただいております。傍聴としまして北海道新聞の傍聴を許可しております。

1. 所管からの報告事項について

委 員 長 それでは、早速所管からの報告事項に入りますが、前回のところで申し上げますと、田村委員から裁判のやり方等々について厳しい指摘がございました。そういった意味においても裁判の進め方、今後こういったことがあってはなりません、そういった猛省を十分ご理解いただきたいと思います。また、清水委員から資料要求等がございまして、高等裁判所の判決文全文の内容、また上告せずに至った会議の議事録等の資料要求がございましたので、そのことについて説明を求めたいと思います。

それでは、保健福祉部から生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向についての説明を求めます。

(1) 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について

(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋部次長
委 員 長

それでは、資料が提出されているところでありますが、今ここで初めて目にされる方もおられるかと思しますので、若干ここで四、五分休憩をいたします。その間に目を通していただきましてから質疑を受けたいと思います。

休 憩 13 : 32

再 開 13 : 35

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑に入る前に清水委員から前回の資料要求等々に関連し、みずから資料を作成し、被告の主張と第三者委員会の対比ということで、資料を皆さんのお手元に配付しておりますが、このことについて清水委員から若干説明をいただきたいと思います、よろしいでしょうか。

清 水 まだ作成したてですので、委員会に正式に出す資料とは考えていません。ただ、後ほど私が行う質疑の参考にしていただくということで、お手元に置いていただいたらスムーズに私の質疑を理解していただけるのかということでぜひ配付をさせていただきたいと思います。

委 員 長 各委員にお諮りいたしますが、参考資料として目を通していただきたいということですが、そのような形でよろしいでしょうか。

委員から何かありますか。窪之内委員。

窪 之 内 質疑の参考にしてほしいということはわかるのですが、清水委員がその質疑の中で、これを見ると裁判所の判決と被告の主張と第三者委員会のものが載っていて、この主張を並べて何をしたいのか、質疑の趣旨がよくわからないのです。それで、聞くほうもどういうことでその質疑を聞いていったらいいのかということがわからないので、このことを明らかにして何をしたいのかという趣旨に

清水 についてお伺いしたいと思います。

委員長 これは、後ほど質疑するときの参考にさせていただきたいということなので、そのとき改めて述べたいと思います。今何をするかもはっきりしていないわけですから、質疑をするときにもう一度諮りたいと思います。

清水 それでは、参考として受けとめておきますので、よろしくお願いいたします。

清水 それでは、早速質疑に入りたいと思います。質疑ございますか。

清水 上告の検討をされる上で総務部所管のこういう文書がある、これは前回委員会で報告されたものと全く同じものと思いますが、そこでお聞きをしたいのですけれども、今回の判決を受けて、これまで例えば平成20年4月22日に報告書をつくっています。あるいは、教育委員会での体協の不正、お金の不正の使用とか、そのときも報告書が出されています。今回は市の主張が徹底的に退けられたという点では、やはり報告書をつくるということが私は不可欠だと思います。上告せずに至るまでのそのことについては、当然のようにまず議事録はとられているのかということがまず1点目、2点目はそういった報告書をいつどのような形で作成、公表するお考えなのか伺います。

国嶋部次長 まず、1点目ですが、報告書ということでございますけれども、高裁判決を受け入れ、上告はしないということに至っております。その判決に対して報告書をつくるという考えはございません。

清水 また、議事録につきましては、お配りした資料に基づきまして滝川市の最終意思決定機関である庁議において決定しております。議事録等ということで決裁という様式に至っているのかどうかについては、申しわけございませんが、総務課のほうに確認させていただきたいと思います。

清水 議事録については、この間いろんな官庁で議事録がないということ自体が問題になって、議事録を作成する動きというのが加速しているという中で当然作成されていると思っておりますが、今のご答弁ですから、どこかの厚生常任委員会で報告をしていただきたい。

国嶋部次長 2点目は、今回報告書をつくる考えがない。これはどなたの判断でしょうか。今初めてご質疑いただきましたので、所管として保健福祉部として答えられる範囲の判断でございます。

清水 常任委員会に対する報告や答弁というのは、所管の答弁ではないのです。市の代表として当然報告あるいは答弁がされるわけで、そこで所管、いわゆる部長が判断できないことについては判断できませんとか、調整して後日報告しますとか、そういうふうに答弁すべきだと思うのですが、私は市長に対して質疑をしているつもりで、あくまでも形式的なことで部長が全権を受けて来られているわけですから、そういう点で考えはないということは所管の考えだということですから、ということは市長のお考えについては全くわからないということではよろしいですか。

国嶋部次長 今ご質疑いただきましたので、所管からは今のところ所管としては考えはないという答弁をさせていただきましたけれども、清水委員のおっしゃるようにこれが市としての決定かどうかにつきましては、確認の上、またご報告させていただきたいと思います。

清水 今回の判決というのは、市の職員が業務上で違法であり、重過失が認められると、こういう判決なのです。違法だということは、少なくともこれまで内部検証でも言われていない、第三者委員会でも言われていない。市の報告書でも言

われていない。ましてや過失関係については一切触れられていないのです。ところが、これだけのものが出て、報告書も出ないというのは余りにも無責任過ぎるし、市民から何を考えているのだと、何も反省していないのかということに私はなりかねないと思いますので、上告しない後に3日後に債権放棄の議案が出されるという、こういうスピーディーな進め方ができる滝川市ですから、当然こういう報告書については1日か2日もあれば十分作成できるのだろうと私は思いますので、臨時会までに報告書をまとめるということについてお考えを伺いたいと思います。

国嶋部次長

ご意見として承ります。

委員長

ほかに質疑ございますか。

田村

今清水委員がいろいろ言っているけれども、報告書をつくるというのは私も当たり前だと思う。これだけの事件がただの口頭だけの報告で終わるのでは非常にお粗末だ。やはり後世に残るような報告書をきちんとつくるべきだ。そして、これは、やはり私は医師の判断とか、道にも聞いた、国にも聞いた、それでも違法でないと言っているながら判決が違法だというのはおかしいと。だから、これはもう判決も出たし、上告もしない、期限も切れてしまったということなので、やむを得ないかもしれないけれども、報告書はしっかりつくるべきだと思う。

委員長

田村委員、答弁を求めますか。

田村

答弁は要らないです。よく市長と相談してください。

委員長

報告書の作成ということですので、重く受けとめていただきたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

窪之内

田村委員、清水委員が言っている報告書というのは、事件のことではないと思うのです。事件の報告書は、もうできているわけです。だから、裁判の結果についての報告書なのか、裁判の結果とか裁判の記録というのは裁判記録があるわけで、前回清水委員が質疑をしたのですけれども、判決をどう市が受けとめたかということを含めた報告書ということで理解していいのか、何の報告書を求めているのかがよく理解できないので、つくるほうもそういうことではもしつくるということになっても大変だと思うので、改めて伺いたいと思います。

委員長

田村委員。

田村

今窪之内委員が言ったような報告書のことを言っている。1から10までというのは、もう大体はみんな市民もわかっている。でも、やはり結果としてこういうことがあったという事実は大事なことなのだ。いつまでもみんなが議員をやっているわけでもないし、こういうことを二度と起こさないためにもやはり報告書というのが必要だということを言っている。

委員長

清水委員。

清水

私は、内部検証報告書、そして第三者委員会報告が終わった4日目の滝川市の報告書、こういったもの、あるいは先ほど述べた教育委員会で作成された報告書類、重要な報告書はこれまで滝川市はきちんとつくってきています。ですから、きちんとしたものを私はつくれると理解をしておりますので、内容についてこういうものを入れろとか、そういうことは今の段階では述べたくない。ただ、報告書がまとめられる時点で、当然案の段階で委員会に報告がされるわけですから、そこで意見は述べさせていただきたいと思います。

委員長

窪之内委員。

窪之内

要望しただけだから、つくるかどうかはわかりません。だから、つくらないという結果もあるということだと思うので、二度と起こさないためにどうしたらいいかということは、この事件が起きた後の役所の報告書と第三者委員会の報告書、その後の市役所の改革とか暴力団への対応とかいろんなことでやってきたのだと思うのです。だから、報告書ってどんなものになるのかなというイメージが私は余りよくわからないので、判決が出た時点で改めてそういうところもひっくり返したような形の報告書をつくってほしいということなのかなと思うのですが、こういう質疑だけで所管は何をつくっていいかということを理解して市長と相談できると捉えていいのでしょうか。所管のほうの答弁を聞きたいと思います。

委員長

報告書の内容等々について今清水委員、田村委員、窪之内委員から発言がございましたが、所管からご答弁いただけますか。

国嶋部次長

まず、第三者委員会の報告書、これにつきましては中に最初に記載してありますように違法性の判断はここではできないけれども、やはり再発防止を兼ねて指摘をすると、その中で厳しい指摘をいただきました。また、本日参考として示されました滝川市の資料については、例えば第三者委員会の報告書で指摘のあった事項をなかったことと否定するのではなくて、裁判という場でそれが違法性をもって個人に賠償責任を追及するほどではないという主張をしてきました。今回地裁に続きまして高等裁判所でも判決が出ました。この判決結果を受けて、例えば被告である滝川市の立場として裁判所、司法の判断についての報告書というのは、ちょっと立場としてできかねるものがあると考えております。また、再発防止等につきましては、第三者委員会の報告書以外でも福祉事務所としてこういったことが二度とないよう、その他暴力団ケースの対応等につきまして改善報告書の作成を道、国からも求められ、それを提出し、それぞれ議論をさせていただいた中で現在生活保護事務を執行させていただいております。田村委員がおっしゃるようにきちんとしてこれだけの事件についての形を残すべきだというご意見はもっともだとは思いますが、この判決結果を受けてという点になりますと、正直所管としてどうまとめているのかなという疑問は残ります。また、清水委員からお話のありました提出資料をもとにしてこういった比較というのは、大変失礼な話ではございますけれども、違法性を判断しないとしている第三者委員会の報告書と裁判の場において互いの主張を比べて高裁の判決がこうだからという比較を例えば報告書の中でするべきだというご意見であれば、それはちょっと違うのかと思いますし、また、それを被告であった滝川市が行うというのはちょっと違うのかなと考えております。

窪之内

今の答弁を聞くと、限りなく報告書はつくらない、つくれないという結果になるのかなと思ってしまうのだけれども、つくれと言っている委員の方々は、今のことを聞いて例えば司法の判断に対しての市の立場みたいな判断の報告書は差し控えるというか、問題があるだろうと。ほかのことについては、いろいろもう既にやっている。だから、改めて報告書は出てこないような気がするのですけれども、それは成り行きに任せていいということであれば、質疑は終わります。

委員長

田村委員。

田村

これは、所管も市長と相談するという結果からであって、今出なかったらどうだとか、そういう問題を言っているのではない。だから、窪之内委員が

言うのは、出ないということがありきとして話すからそういう話し方になる。所管は市長と相談して、どういうふうにまとめたらいいかも相談するはずだから、それは、出てきてからの話。答弁は要らない。

委員長 それでは、今3名の方から出ました報告書等々につきましては、所管のほうに市長と相談するなり、一任いたしますので、対応のほどよろしく願いいたします。

ほかに質疑ございますか。

清水 きょうの厚生常任委員会は、上告しないという判決が確定したという時点でこれまでのことを検証し、議会として調査をするということで、さらに委員会開催が必要ではないでしょうかということで委員長に求めたわけで、そういう点についてはここで質疑をさせていただくというのがいいのかなと思うのですが、その他でとお考えですか。

委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 13:56

再 開 13:57

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水委員。

清水 それでは、先ほどのこの資料というか、参考資料ということでお手元に置いていただきながら質疑をしたいわけですが、なぜ3つの比較なのかということが窪之内委員から言われておりましたので、ここで、参考資料についてのご説明をしたいと思います。それでよろしいですか。

委員長 窪之内委員。

窪之内 私は、なぜ3つを比較したのかということを知りたいのではなくて、この比較によって何を明らかにしたいのか、何を明らかにして質疑を進めていくのかということがよくわからない。前段確定した中でさかのぼって何か質疑をすると言ったのだけれども、さかのぼってするということがどうなのかなというのは、そこら辺がよくわからないので、前も言ったかもしれないけれども、どう主張したにしろ裁判の結果は出た。市の主張に対する司法の判断は出たわけです。だから、その司法の判断が出た、そして上告はしないというのが前回の報告だったのだけれども、それを受けての質疑なので、やはりこの3つを比較して何を明らかにしたいのかということを書いてもらったほうがいいのかなと思うのですが。

委員長 清水委員。

清水 まず、1点目は、市の主張は各争点、論点について客観的なものでなければならなかったという点では内部検証報告を行い、それを受けてより客観的な立場で第三者委員会を設置して、そこでそういった項目についてまとめたということを受けて市長は第三者委員会の報告書を謙虚に受けとめて、滝川市はこの問題から得るいろんな改善と、改革をしていきたいと言っていたわけです。ということであれば、それを受けてからこの裁判は行われたわけです。そうすると、各争点や各論点の滝川市の主張は、第三者委員会の主張を謙虚に受けとめた主張でなければならないのですが、そういった主張が行われてきていないということをお前は本会議でもなぜそういう変わった主張をするのだということを知っていたら、訴訟中ですので、コメントを差し控えていただきますと。これはある意味当然なのです。ですから、それを確定した今お聞きしたい。なぜそれを

委員長
窪之内

聞くのかというと、滝川市が第三者委員会のまとめを謙虚に受けていない主張をしたのではないかということについて質疑をしたいと思っております。

窪之内委員。

第三者委員会の報告書を謙虚に受けとめた主張をしなかったということが明らかになって、それで何をしたいのかがわからないということなのです。裁判の結果が出ているので、だからその違いを明らかにして何をしたいのか。上告の前だったら、違っていたのだからもう一回はっきりさせて上告すればいいのではないかという主張だったらわかるような気がするのだけれども、それが第三者委員会のことと違っているということを証明して、それで市の裁判への態度が不誠実だったということだけを明らかにしたいというような意味だと受けとめていいのか。

委員長
清水

清水委員。

滝川市が主張したことは、裁判でいえばこれが事実だということを主張したわけですね。ところが、それは当時客観的な事実だと言われていた第三者委員会の報告と違ったことをもし言っていたとしたら、滝川市はなぜそういう主張をしたのかということをはっきりさせないと第三者委員会一体何だったのかということになるのです。第三者委員会を尊重するとか謙虚に受けとめるとか口では言っても、実はこういう争いになったときはそれを全く脇に置いて、独自の主張を展開する。これでは平成20年4月22日、あのときの言葉は何だったのか。何のために10回近い検証をして、市民に報告してきたのかということが問われる。あくまでも滝川市は生まれ変わっているということが、そこを私はチェックをしたいということです。

委員長

まとめさせていただきます。

本委員会におきましては、所管からこの生活保護詐欺事件に係る訴訟の動向について上告しないという報告があつて、それについての審議ということでありまして。よって、清水委員から出されてきたこの参考資料において過去のことを市の主張、第三者委員会の主張等々としてここで議論するということは、また別なことになる。この委員会においては、あくまでも上告をしないということについての審議ですので、このことにつきまして質疑を受けるかどうかということについて、各委員の皆さんにお諮りしたいと思います。清水委員のこの内容等につきまして質疑を受けるべきと思われる方は挙手をお願いいたします。

（「すぐ挙手はおかしいのではないか」と言う声あり）

委員長
副委員長

意見を求めます。

清水委員の一連の流れからは、質疑をしたいのだろうなという気持ちはよくわかりますけれども、これはやはり清水委員の意見は本会議で一般質問の中でしっかりとやっていただくということが妥当ではないかと私は考えます。今回は、この質疑に関しては必要ないと思います。

委員長
木下

ほかに意見ございますか。

清水委員の第三者委員会と被告の滝川市との主張の違いとか今になって掘り下げてみても私は変わることもないし、それも大事な問題かもしれないけれども、今堀副委員長が言ったように、もしもそういう意見がたくさんあるのであれば本会議で質疑していただきたいと思います。

委員長
窪之内

ほかに意見ございますか。

厚生常任委員会の報告案件と直接かかわる質疑ではない。上告をしろという形

での質疑であればまた別だったのですけれども、もう確定したわけですし、そういうふうに見ればそういう違いを明らかにして市の姿勢を問うということであれば、この報告案件にはなじまない質疑だと思いますので、別の機会に回したほうがいい。それは、別な機会というのは本会議という場もありますし、そういうことでもう一回この件で委員会を開いてほしいという委員の要請ということももしかしたらあるのかもしれない、通告質疑という形であるのかもしれないので、ただこの報告案件とはちょっと違うということで、質疑は受けないという方向にするべきだと思います。

委員 長

ほかに意見ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

清水委員、今の意見に対して意見ございますか。

清 水

厚生常任委員会の調査項目に入っていないのですか。私はその他でやってもいいのです。全然問題ないです。厚生常任委員会の調査項目ですから、その他でやるなら問題ないですし、前回私はこういう質疑をしたいと言っています。まず、こういう資料をつくってほしいと言ったら、そういう資料はできないと言うから、では次の委員会で私が資料をつくることを含めて口頭でこの3つの比較について質疑をしたいと、そこまで言っているのだから、ほとんどもう常任委員会の中の通告質疑の世界です。そういう点では、その他のところでぜひ質疑をさせていただきたいと思います。

委員 長

取りまとめたいと思います。

今清水委員から言われました内容につきまして、まずこの(1)の訴訟等の動向についての項目の中においては、あくまでも上告せずという報告についての審議でございますので、清水委員の言われたことは重々ご理解いたしますが、ここではお受けいたしません。2、その他についてでございますが、ここで今清水委員が言われました内容等について一応質疑を委員長としてお受けいたします。ただし、かけ離れた質疑については却下させていただきます。それでは、(1)については、報告済みといたします。

2. その他について

委員 長

それでは、2、その他について何かございますか。

清 水

それでは、委員長のお許しが出ましたので、今お渡ししました参考の資料をもとに質疑をしたいと思います。

今回高裁で違法性や過失の有無について判決が出たわけですが、滝川市の主張が第三者委員会報告書とどうだったのかということを今はご答弁できる状態になっておりますので、伺いたいと思います。まず、1点目ですが、夫の札幌への通院についてです。第三者委員会報告書では、医学的には滝川市内の通院で十分治療が可能である、このように4ページの3行目で言っております。それに対して被告の主張は、資料の説明をしたいのですが、ひし形はこれは、第2とか、5、争点とか、(1)とか争点1とかというのはこれは全て高裁の判決書の文言です。それに対して四角い黒は、高裁の判決書はほとんどを地裁の判決書を引用しております。その地裁の判決書に書き加えたり、改めたりするということを述べていますので、地裁の判決書をそれに従って改めるとこうなるというのがここに書かれている四角以降の文章です。それで、被告、前田市長の主張は、滝川市内の通院で十分な治療が可能であるに対して、北大病院神経科への通院が許容される以上同じ札幌市内の他の病院を選定することはかえって

効率的である。全く第三者委員会での議論を否定した議論なのです。内部検証のときは、たしかこういった議論があったのですが、独自にこれを持ち出して、やはり判決では札幌の病院への通院の必要性があったと認めることができず、これらのことも容易に判断できたと言うべきであるということで第三者委員会報告書とほぼ同じような判断をしている。つまり最初からきちんとした主張をしていれば、今回の裁判の特に控訴の目的は職員に重過失というのはそれはおかしいという主張だったはずなのです。とすればきちんと客観的に裁判所もそうだなと言える主張をすべきであり、何を言っているのだと、第三者委員会でもこういうふうに言っているではないかというような主張をしなかったということが説得力に欠けるという原因にもなったのかなと私は思います。なぜこのような真逆の主張をされたのでしょうか。

国嶋部次長

何度かの繰り返しにはなりますが、第三者委員会の報告書については、違法性の判断はしないというもとにつくられた再発防止を指摘するという結果をまとめていただいたものであります。それを受けて、住民側から支給したタクシー代2億4,000万円弱全てが違法で重大な過失がある支出だから請求し、返還を求めるべきだという住民訴訟が起こされました。滝川市の主張が第三者委員会の報告書を否定しているのではないかということでございますけれども、第三者委員会の報告書は真摯に受けとめたということはもちろんであります。受けとめた中で住民訴訟で個人賠償を求められるほどの違法性、それがあったのかと。例えば私どもが主張、滝川市が準備書面等で主張した内容が第三者委員会の報告書にある事実を否定する、もしくはあったことをないと言って主張しているというものではありません。その違法性を問う裁判においての主張であります。裁判において例えば一例として事件を起こした夫婦の夫への通院のことについてであります。滝川市内で通院が十分可能であるという第三者委員会の報告書、これがイコール違法だから、住民訴訟においてこれがあるのだからこの点は主張できない、賠償を求めるべきだというふうには裁判では直接つながるものではないと考えます。原告、被告側の主張として、それぞれ同じような病状把握の結果を受けて、これはこういうことで判断したのだという主張をしています。その結果が今回原告側が2億4,000万円弱の金額を賠償すべきという主張が1億3,500万円弱という判決が下ったということだと考えております。ですから、裁判において違法性の深さ、程度を判断するための主張、それが第三者委員会にありました報告書、それを否定した上に立って主張していくということはしていないと判断しております。

清 水

伺いたい中身は重なってまいりますので、次に移りたいと思います。夫が札幌にほぼ毎日通っていた点について、第三者委員会は本人の希望で行われていた側面が強く、これをもって札幌市への通院の必要性を認めるのは不合理だと言っています。また、単に滝川市の医師に不満があるというにすぎず、札幌市への通院の必要性を肯定するものにはならない。これに対し被告はどのような主張をしたかという、夫のほぼ毎日の通院については、主張らしい主張はできていないというのがこれを読んだ私の感想ですけれども、下4行目です。その意見のというのは医師の意見です。複数の医師の意見の内容に特に不合理な点はなかった。また、同事務所長が同決定をするに当たり、滝川市立病院のY3医師の意見も参考にしたが、同意見もY1医師及びY2医師の意見と符合するものであったということで、夫が毎日通院するという点については

非常に根拠なく医師が言ったからというふうに言っています。これに対して判決は、上から6行目で、Z1が精神の安定等のためにという理由で頻回の通院を希望しても同人の希望を入れるべき客観的な根拠に乏しいことも容易に判断できたと言える。あるいは、下6行目、Z1が明らかに極めて過剰と言える程度の頻回の通院をしていたことは容易に認識し得たと言うべきであると、こんなことを言っています。ここでも本人の希望ということを第三者委員会のそこに重きを置いて通院させたというのは不合理だったということを謙虚に受けとめない、医師が言ったからということを主張しているわけですが、これについてもなぜこういう第三者委員会の言ったことを主張に取り入れなかったのかということをお伺いしたいと思います。

国嶋部次長

この資料を拝見すると同じような項目での比較が続いておりますが、答弁といましては先ほどの答弁と同じになります。第三者委員会の報告書ではあくまでもこういったことを二度と起こさないために、この時点でこういう注意をしておくべきだった、ここでこれをもっとやっておくべきだったという指摘をいただいております。また、それを住民訴訟が起きた裁判の場、双方の主張の場でそれが違法で個人賠償を負うほどのものなのかということを経験で互いの主張をしたわけであります。ですから、その場において第三者委員会の報告書を見れば無視したから滝川市がこういう主張をしたということではございません。

清 水

たくさんの項目がありますけれども、絞って持ってきておりますので、次に移りたいと思います。次は、妻の札幌へのほぼ毎日の通院についてですが、これについては第三者委員会は6行目で、ストレッチャー対応型タクシーの使用を認めた点は怠慢と言わざるを得ないと、そこまで言っているわけです。それに対して被告の主張は、医師の意見書においても特に矛盾のある記載は見られなかったといって医師の意見書をうのみにする主張をしている。これについて高裁の判断は、一番下です。上から4行目がわかりやすいのですが、Z2の傷病名はストレスによる目まいなどとされていたのであるから、Z1とは全く事情が異なり、一部の医師がストレッチャー対応型タクシーの利用の必要性を肯定する意見書を提出したとはいえ、高規格ストレッチャー対応型タクシーの利用を要するものとはおよそ考えがたい上、平成18年11月ごろ、Z2の札幌への通院の必要性に疑問を抱き、ひいてはZ1夫婦による通院移送費の給付の申請が不正なものではないかと疑うことは極めて容易であったと言うべきであり、まさに一蹴しているわけです。

それで、先ほど第三者委員会の検証結果については、これからこういうふうにしてほしいということだと何か言われていましたけれども、第三者委員会の報告書というのは決してそういうものではないです。いろんな行ったことについてそれはここに書いているように夫の場合と同様に病状調査が極めて不十分であり、行ったいろんな問題について客観的な評価を加えているわけです。今後の話ではないです。そこを先ほど今後の話に限定したような答弁されましたので、そこについてはお聞きをしたいと思います。

委 員 長

答弁いただく前に、清水委員、質疑の内容等についてですが、先ほどの国嶋部次長の答弁がそのまま多分同じ答弁として返ってくるのではないかなと私は思います。というのも今清水委員が述べられていることというのは、その第三者委員会等々からの内容等について滝川市の主張とということで比較で言っておられますけれども、ここまで詳細なことについて今答弁を求めようとしても国嶋

次長が先ほど答弁された内容が多分答弁そのものだと思うのですが、それでも一応答弁を求めますけれども、その点もう少し質疑の内容等を考えていただきたいと思います。

国嶋次長、答弁をお願いいたします。

国嶋部次長

まず、ご指摘のありました点につきましては、大変申しわけございませんが、先ほど答弁させていただいたとおりであります。

また、第三者委員会の報告書についてですが、まず違法性の判断をするための報告書ではないということは最初に報告書の中でうたっております。それで、第三者委員会として客観的な評価をした上で、これをもう少しここをやっておけばこれが防げたという指摘をするために客観的評価をしていただいたと中の文にも書いてございますので、担当としてはこれをもって例えば今回のように訴状のもとにする、そういったことを想定してはおりません。

清 水

住民訴訟というのは、いわゆる市の財産に損害を与えたということが中心にあるわけです。つまり毎日札幌に通院させたから2億4,000万円になったのだということです。それに対して第三者委員会は違法性を結論づけるためにやったわけではないけれども、その手前まではやっているのです。その違法性の判断についてはもちろんしません。しかし、事実はどうだったのかということについての確な、客観的な、極めて不十分とかというような表現で書いているわけです。だから、裁判で被告が主張すべきだったのは、第三者委員会ではこう書かれたと、こういうふうに書いてありますと言うべきです。しかし、過失、違法性はないという、第三者委員会で言ったことが過失ではないから、過失や違法性は導けないということを言うのであれば私は真面目な滝川市だなと思うのです。ところが、第三者委員会で言ったことを否定するような事実認識をもとに違法性、過失の有無を主張したということに私は問題があったのではないかと思います。いかがでしょうか。

国嶋部次長

先ほども申し上げましたけれども、第三者委員会の報告書、また裁判における主張は別物だと考えております。また、もし例えば清水委員がおっしゃったとおりであれば、第三者委員会、内部検証の中でこういった問題点を市みずから洗い出し、それを今後のためにしたいという報告書をまとめて、それに対して住民訴訟が起こされたら、それは市は丸々それを受け入れなければならないということになってしまいます。ただ、裁判の場においては、みずからつくって、客観的、もしくは二度とこういうことがないようにとつくっていただいた報告書をもとに今市は是正策に取り組んでいるわけでありまして、裁判の場において市の主張が報告書と違うということもないと考えております。

清 水

今国嶋次長が最後に言われた裁判で主張したことが報告書と全然違うということはないというふうに言われましたけれども、これだけ違うのです。ちょっとおかしいのではないかと。

国嶋部次長

再度申し上げます。

報告書の中で例えば滝川で治療が十分だったと書いてある。だから、滝川市は滝川で治療が十分だったから札幌に行かせたのは間違いだと主張すべきだと、裁判の場で主張すべきだというのは合致するものではないと考えます。報告書では、まず札幌に通院を認めたのがこの事件の発生の要因の一つだ、遠因だと、安易に認めた中身があるという指摘等をいただきました。それを受けて、滝川市としてはそれに個人賠償の住民訴訟が起こされたわけですので、その違法性

を判断する際に滝川市としてはドクターの病状把握等でこういった判断を下したというようなそれぞれの主張をしております。清水委員がおっしゃることは、ほぼ第一審の原告側の主張と同じ内容でございますけれども、その主張と滝川市の主張がそれぞれ地裁、高等裁判所で主張し合い、今回の判決に至ったわけでありますので、全てそういった法的判断をする場が第三者委員会の報告書をまとめる委員会の場でもございませぬし、あくまでも裁判の場で今回判決の結果が出たものだと考えております。

それでは、次に移りたいと思います。

次はタクシー料金についてですが、第三者委員会はまず4行目からこれだけ回数が増え、金額が大きくなってきた段階では地域との均衡が保たれた最小限度の額とは言えないとはっきり言っているのです。その理由については下にずっと書いていますけれども、これに対して市の主張は、3分の1ぐらいのところでは、高規格ストレッチャー対応型タクシーの運行料金として適切なものであった。あるいは、他社からの見積もりに基づく算出金額は28万1,000円というものであり、札幌介護福祉交通に対する支払い額を上回っていた。あるいは、18年5月、札幌介護福祉交通以外の会社から通院移送費に関する見積もりを徴収したところ、札幌介護福祉交通の通院移送費のほうが低額であった。だから、最小限度の額だったと言っているわけです。全くこれも客観的な、これぞ客観的な話です。近郊の料金や見積もりをとったり、そういった比較です。これに対して判決はもう厳しいことを言っているわけで、それについては私は言いませんけれども、こういったことについても先ほどのご答弁が繰り返されるということですが、次北海道への相談、これは非常に大事なことですから触れておきたいと思います。北海道への相談では、しかしながらこのような重大な事案を相談する際には単にその場で膨大な書類をただ見せるだけでなくというようなことで言ったり、全国的な移送費の特殊事例の確認や検診命令の必要性についても相談すべきであったと、こういうふうに言っています。ところが、滝川市は、まさに内部検証報告書どおりの北海道から医師の診断で認められればやむを得ない旨の回答を得ていたとか、事務処理上問題はなく、生活保護制度上も法律上も問題ない旨の回答を得ていたということを繰り返すばかり。これに対して高裁の判決は、滝川市福祉事務所が北海道に相談した際の回答も滝川市が責任を持って主体的に調査及び検討を行い、判断をなすべき義務を動かすものではないし、そもそも北海道が全事情を詳細に検討した上で回答したとも認められないから、以上の判断を左右しないと。

こういったことについてなぜこんな第三者委員会の客観的な分析を無視するがごとく内部検証委員会での報告、まとめのようなものを繰り返したかということについていえば、一審の被告は田村前市長で、原告が求めたのはその田村市長にも損害賠償を求めるということで、当事者だったわけです。ところが、前田市長が当選されてからは当事者ではなくなったわけです。被請求相手ではなくなったわけです。そういう点でいうと、ここでなぜ主張を変えることをしなかったのかと。幾らでも主張を変えることは可能だった。まして、ここは重要なことなのだけれども、職員3人の重過失を否定するためには、最も有効なのは市長の指揮監督責任、また副市長の監督責任、ここをはっきりさせれば部下である3氏の重過失は相当これは軽い方向に動くわけです。なぜそういった主張をするどころか、当時の市長、副市長にも全く重過失もなければ、注意義務

違反もなければ、法令違反もなければ、指揮監督権も十分だったから取り下げろなんていう主張をなぜしたのかということについてお伺いをしたいと思います。

国嶋部次長

今のご質疑にこの場でお答えすることはできかねます。控訴の段階において例えば代表者である市長がかかったから等の理由によりましてそうすべきであった、またその主張は原告側が展開された主張でもございます。その内容に沿って判決結果が出て、上告せずという受け入れをいたしました。それについて第一審の被告の滝川市として敗訴部分が出たから過去の主張は間違いであった、なぜこうしなかったのかという議論を、大変申しわけございませんが、ここで私たちに厚生常任委員会の方でご質疑いただいたとしてもちょっとご答弁はできかねます。

委員長

今のご答弁のとおりと私も考えますが、この判決が出たことによって市としては上告せずという結論に至ったわけです。この上告せずということに至ったことについて今清水委員の出されました参考資料等々がその上告せずを覆すものとして何か意見を述べたいということであれば意見としてお伺いいたしますが、今までの質疑の内容につきまして過去のことをいろいろ質疑されておりますが、先ほどから国嶋次長が答弁されている内容でそれ以上のものはないと判断いたしますが、清水委員、どうでしょうか。

清水

私は、判決が確定して、もう私のやり得る限りの資料を私なりにつくったつもりでいます。確定してから聞ける、今しか聞けない、今まで聞けなかったことについてやはり市長や副市長にもよく聞きたいと思うわけです。ただ、それが債権放棄の議決の前に行う場がないというのは、余りにも順番が逆ではないのかと。まず、裁判の結果についてのまとめをした上で、だから債権放棄議案を出すのだとかというのなら話もわかるけれども、議会と市長が全くそういう対話のない状態のまま債権放棄の議案が出てくる。しかもあした出てくるというわけですから、これではみんなの意見を聞きながら市政を進めていくという、そういう流れからほど遠いと私は思うのです。そこで、厚生常任委員会に市長を呼んで、こういった点について質疑を行うということについての委員長のお考えを伺いたいと思います。まず、そういったことをできるか、できないかも含めて伺います。

委員長

今清水委員の言われたいきなり議会で債権放棄の案が審議されているのか、もう少し委員会でもむべきであろうということは私も重々理解いたします。ただ、これが今厚生常任委員会のみでどうのこうのということではないと思います。議員全体でということになるかと思えます。

また、今ご提案として市長を委員会に呼んでということですが、私の今の判断で日程的にどうなのかということ、今この場でそうしようという結論をすぐ述べることはできません。議長もおられますので、議会事務局とも相談してという形になろうかと思えます。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:44

再 開 14:52

委員長

休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

この厚生常任委員会のおきましては、清水委員は細かい質疑等を理事者にしたいということですが、日程的な関係、また清水委員にもう一度お尋

ねいたします。理事者に出席いただく目的、そしてどういった趣旨で市長に何を質疑して、また答弁をもらいたいのか、その市長に出席していただく明確な理由というのですか、そういったものを清水委員からお話いただきたいと思います。

清 水

あしたの総務文教、あさつての議運もありますので、どこでどういう場が設定されるのが最も好ましいのかということは、それは私も思っています。何が何でも厚生常任委員会でと言っているわけではありません。ということで、今の段階ではあした、あさつてということなので、その2つの場でもそういった考えをお聞きしたいということで、委員の皆さんにおかれましては債権放棄の前に判決についてどう具体的に受けとめるのか、何を反省するのか、あるいはこれをもって何か追加的な報告書をつくったり、調査をしたり、そういったことをするのかとかというようなことを、あるいは市民に報告したり、声を聞いたり、そういった場をぜひとも持っていただきたいということを委員の皆さんに、また所管のほうにも要望して終わりたいと思います。

委 員 長

それでは、そのように取り扱いたいと思います。

それでは、ほかに何かございますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委 員 長

3、次回の委員会の日程につきましては、5月23日金曜日10時から第一委員会室にて開催いたしますので、よろしくお願いいたします

それでは、以上で第41回厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 14:55